



茨城県報

第 1 4 4 1 号

平成15年 2 月17日

月 曜 日

目 次

告 示	ページ
●町の区域の変更（地方課）	1
●町の区域の変更及び設定（地方課）	1
●字の区域の変更（地方課）	5
●医療機関の指定，廃止及び変更（厚生指導課）	5
●大規模小売店舗の新設の届出（商業流通課）	6
●都市計画事業の認可（公園街路課）	7
●土地改良事業計画の変更に対する同意（土地改良事務所）	7
●土地改良区役員の就退任（2 件）（土地改良事務所）	8
●土地改良区役員の役員の退任（土地改良事務所）	9
公 告	
●特定非営利活動法人の設立の認証申請に関する公告（2 件）（生活文化課）	9

告 示

茨城県告示第201号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第 1 項の規定により古河市長から同市内の町の区域の一部を次のとおり変更する旨の届出があった。

平成15年 2 月17日

茨城県知事 橋 本 昌

三杉町一丁目に変更する区域

緑町 2581の 4，2581の 6

茨城県告示第202号

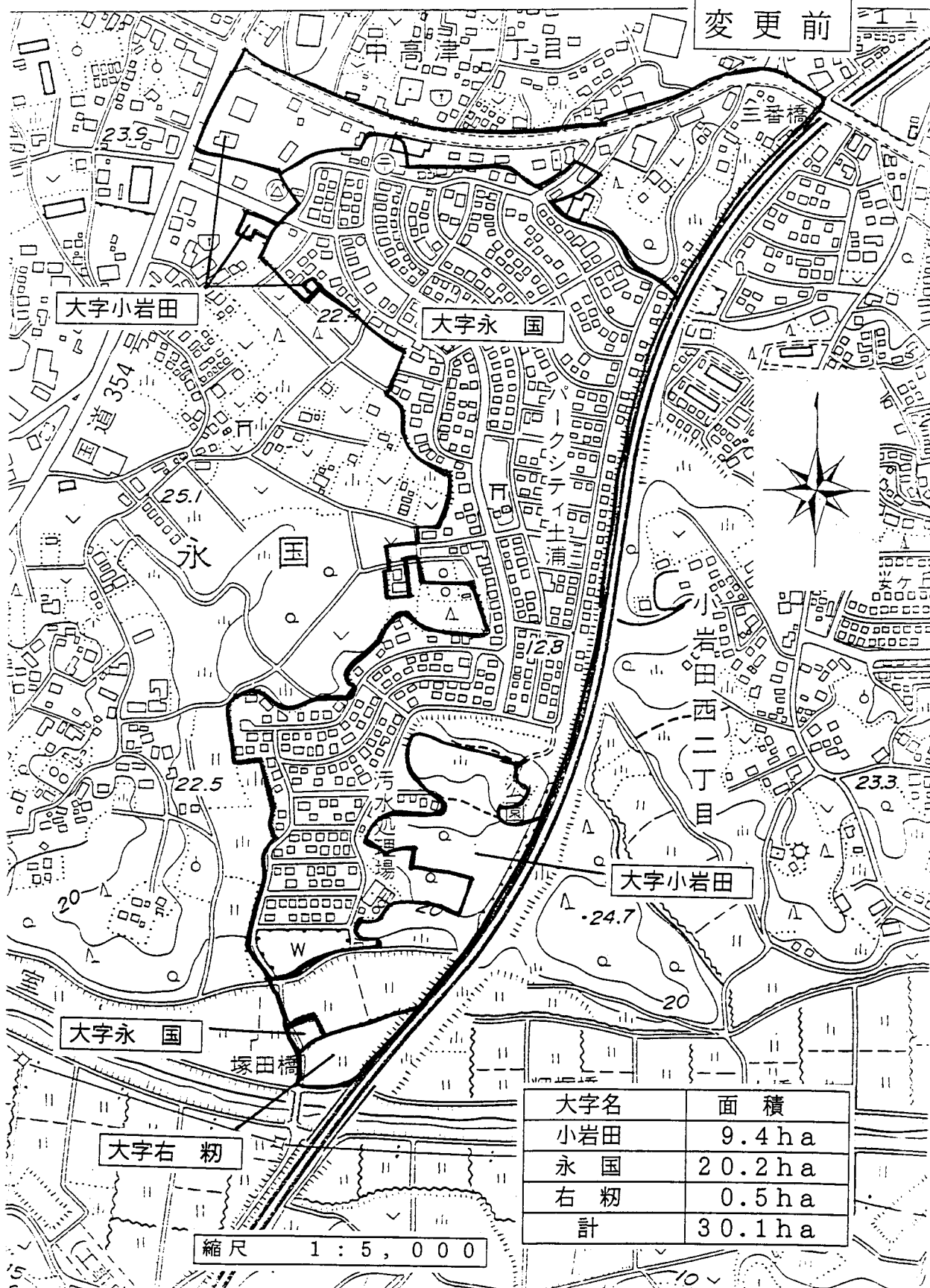
地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第 1 項の規定により土浦市長から住居表示の実施に伴い，同市内の町の区域を次のとおり変更及び設定する旨の届出があった。

なお，この届出に係る町の区域の変更及び設定の効力は平成15年 3 月 3 日から生ずるものである。

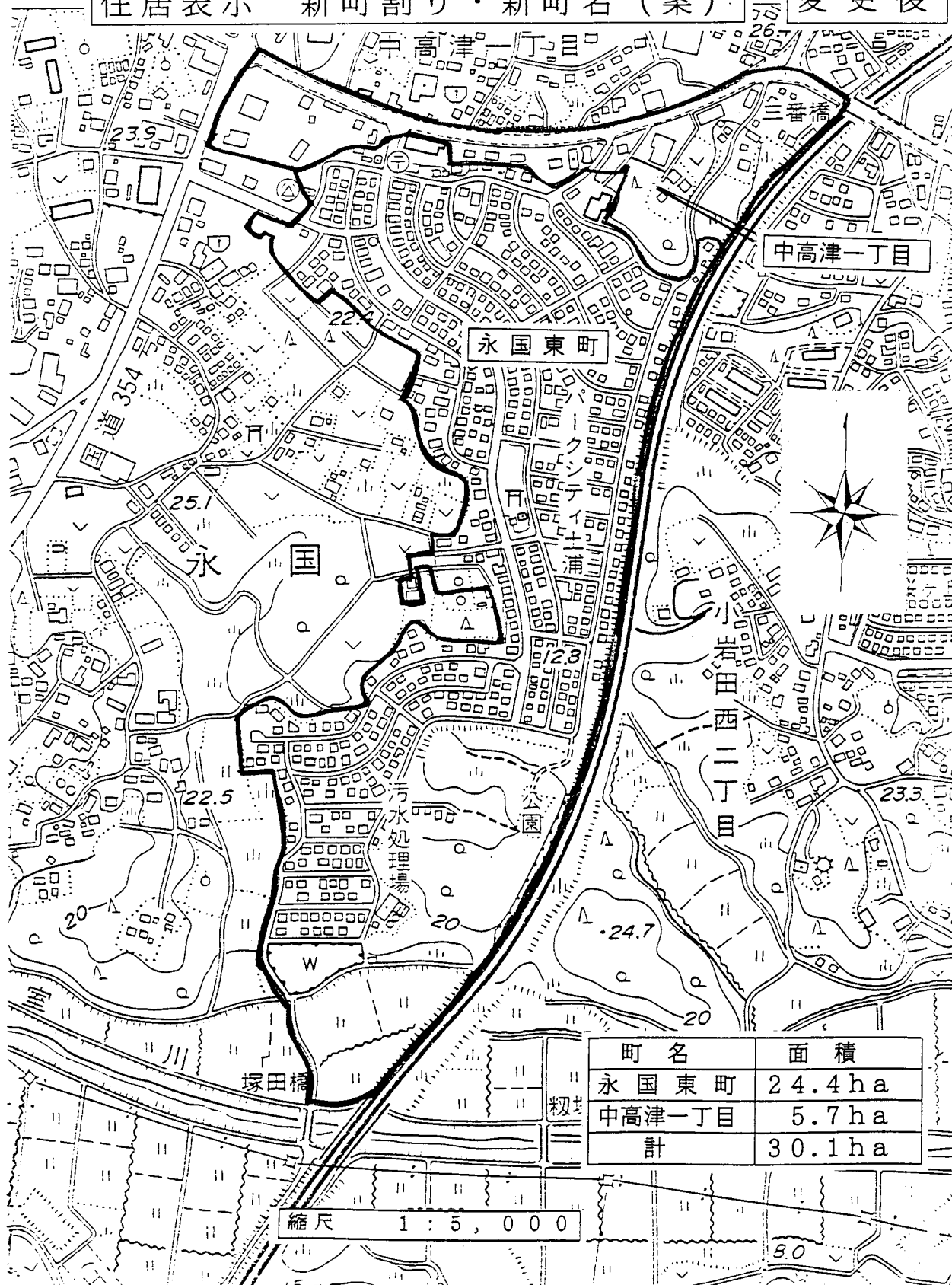
平成15年 2 月17日

茨城県知事 橋 本 昌

街区方式による住居表示実施のため，別図 1 に示す字の区域を別図 2 に示すとおり町の区域に変更及び設定する。

別 図 1
変 更 前

別 図 2
変 更 後



別図の説明

町の区域の境界図は、これを新町名ごとに説明すると次のとおりである。

変更前の大字名	区 域 の 説 明	変更後の町名
大字小岩田の一部	市道 1 級24号線北側～市道 1 級26号線北側～東日本旅客鉄道 常磐線西側～筆界～市道永国37号線東側～市道永国34号線 北側～筆界～市道永国36号線東側～筆界～市道永国44号線西 側～筆界～市道 1 級24号線南側～筆界～国道354号線東側で 囲まれた区域	中高津一丁目

設定前の大字名	区 域 の 説 明	設定後の町名
大字永国の一部 大字小岩田の一部 大字右粕の一部	市道 1 級24号線南側～筆界～市道永国44号線西側～筆界～市 道永国36号線東側～筆界～市道永国34号線北側～市道永国37 号線東側～筆界～東日本旅客鉄道 常磐線西側～市道永国23 号線北側～市道永国83号線西側～筆界～市道永国66号線南側 ～筆界～市道永国54号線南側～市道永国75号線南側～筆界～ 市道永国54号線北側～筆界～市道永国54号線南側～筆界～市 道永国54号線東側～市道永国53号線西側～筆界～認定外道路 東側～筆界～市道永国38号線北側～市道永国34号線西側～筆 界で囲まれた区域	永国東町

なお、区域の説明のうち、筆界とあるのは次の地番による。

変更後の町名	筆 界 と な る 地 番		
	大 字	字	地 番
中高津一丁目	小岩田	スワノ入	364の 1 から364の 3 まで, 365の 2 , 367の 1
		ほり迎	398の 1 , 401の 1
		ビヤクビ	644の 1 , 659の 1 , 659の13, 659の14
		ハヲサ	682の 1 , 682の 6 , 693の 4
		ヤヲサ	685の 3 , 685の 4 , 685の 6 , 691の 2 , 691の 4
	永 国	東 田	1115の11

設定後の町名	筆 界 と な る 地 番		
	大 字	字	地 番
永国東町	永 国	御 霊	570の 2 , 570の 7 , 572の 7
		宮久保	797の 4
		御 𪛗	1021の 3 , 1027の 1 , 1027の 3 , 1029の 4 から1029の 6 ま で
		宮の後	1030の17, 1030の25
		東 田	354の 8 , 1115の 1 から1115の 6 まで, 1115の 8 , 1115の 9 , 1118の 3 から1118の 9 まで, 1123の 1 , 1123の 2 ,

			1123の12から1123の16まで, 1131の 1, 1138の 5, 1138の 6, 1138の 8 から1138の15まで, 1138の17, 1148の 1, 1148の 2, 1148の 8 から1148の20まで, 1148の22から1148の27まで, 1155の 4 から1155の 6 まで, 1155の10から1155の13まで, 1155の17から1155の24まで, 1166, 1168, 1180
	小岩田	スワノ入	354の11, 355の 6, 355の 7, 360の 5
		ピヤクビ	618の 1, 618の10, 659の 5, 659の 6
		ハラサ	693の 2

茨城県告示第203号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第 1 項の規定により土浦市長から同市内の字の区域を次のとおり変更する旨の届出があった。

なお、この届出に係る字の区域の変更の効力は、平成15年 3 月 3 日から生ずるものである。

平成15年 2 月17日

茨城県知事 橋 本 昌

大字永国字松向に変更する区域

大字永国 字関根 126, 127, 130, 131, 131の 2, 131の 3
 同 字松ノ下 135, 135の 2, 136の 2, 140の 2, 304の 1, 304の 2, 305の 2
 同 字アミタメン 141の 1, 142の 1, 143, 145の 1, 145の 2, 145の 5, 145の 6, 285, 292から296まで, 297の 1, 297の 2, 300の 1, 300の 2, 301の 1, 301の 3, 301の 4, 302の 1, 312の 1

及びこれらの区域に隣接介在する道路である国有地の全部

茨城県告示第204号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定による医療機関について、次のとおり指定、廃止及び変更したので、同法第55条の 2 の規定に基づき告示する。

平成15年 2 月17日

茨城県知事 橋 本 昌

コ ー ド 名 称	所 在 地	診療科目等	開 設 者	指定等 年月日	区分
0640213 有限会社 つくば薬局	下館市下川島826 - 39	調剤	有限会社 つくば薬局	平成14年 12月17日	変更
2230296 ホワイト歯科	鹿嶋市宮中 4 - 5 - 23	歯科・矯正歯科・小児歯科	中村 米市	平成14年 12月31日	廃止
2230338 ホワイト歯科	鹿嶋市宮中 4 - 5 - 23	歯科・小児歯科・歯科口腔外科	木村 昇	平成15年 1 月 1 日	指定
2140121 さわや黒澤薬局	ひたちなか市堀口693 - 1	調剤	黒澤喜久子	平成14年 12月31日	廃止
2140808 さわや黒澤薬局	ひたちなか市堀口693 - 1	調剤	佐藤 久子	平成15年 1 月 1 日	指定

コ ー ド 名 称	所 在 地	診療科目等	開 設 者	指定等 年月日	区分
1910512 いずみ内科医院	牛久市牛久町165 - 1	内科・小児科・呼吸器科 ・循環器科・消化器科・ 心療内科・皮膚科・肛門 科	泉 憲治	平成15年 1 月 1 日	指定
1210244 脳神経外科ブレインピア 南太田	常陸太田市谷河原町 1183 - 1	脳神経外科・循環器科・ 神経内科	河野 拓司	平成15年 2 月 1 日	指定
2440174 ゆう薬局	守谷市立沢142 - 17	調剤	有限会社 うさ み	平成15年 1 月28日	指定
0241293 桜川薬局	日立市桜川町 2 - 25 - 17	調剤	有限会社 ヘル スプランナー	平成15年 2 月 1 日	指定

茨城県告示第205号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第 5 条第 1 項の規定による大規模小売店舗の新設の届出について、同条第 3 項の規定に基づき次のとおり公告する。

その関係書類は、本日から 4 月間茨城県商工労働部商業流通課及び県西地方総合事務所商工労政課において縦覧に供する。

なお、この公告に係る大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持の見地からの意見を述べようとする者は意見書を本日から 4 月以内に茨城県県西地方総合事務所商工労政課に到着するよう提出してください。

平成15年 2 月17日

茨城県知事 橋 本 昌

1 届出者氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(1) 名称及び代表者氏名

有限会社中和建設

代表取締役 中 村 すみ子

(2) 住所

猿島郡境町1014

2 届出事項の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

ドラッグストアクラモチ境店

猿島郡境町458

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

氏 名 又 は 名 称	住 所	代表者氏名
株式会社倉持薬局	猿島郡猿島町沓掛1633	倉 持 行 夫

(3) 大規模小売店舗の新設をする日

平成15年10月 1 日

(4) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

1,354㎡

(5) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

ア 駐車場の収容台数 70台

イ 駐輪場の収容台数 36台

ウ 荷さばき施設の面積 39m²

エ 廃棄物等の保管施設の容量 36m³

(6) 大規模小売店舗の施設の運営に関する事項

ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

(開店時刻) 午前10時

(閉店時刻) 午後 9 時

イ 来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前 9 時30分 ~ 午後 9 時

ウ 駐車場の自動車の出入口の数

2 箇所

エ 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前 6 時 ~ 午前10時

3 届出年月日

平成15年 1 月30日

茨城県告示第206号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第 1 項の規定により都市計画事業を認可したので同法第63条第 2 項で準用する同法第62条第 1 項の規定に基づき次のとおり告示する。

平成15年 2 月17日

茨城県知事 橋 本 昌

1 施行者の名称

土浦市

2 都市計画事業の種類及び名称

土浦・阿見都市計画公園事業

6・5・001号

土浦市常名運動公園

3 事業施行期間

平成 4 年 7 月30日から

平成25年 3 月31日まで

4 事業地

(1) 収用の部分

変更なし

(2) 使用の部分

なし

茨城県告示第207号

平成14年 7 月12日付け建第142号で北浦町長から協議のあった山田地区土地改良事業計画の変更については、土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の 3 第 5 項の規定において準用する同法第48条第 9 項の規定により準用する同法第10条第 1 項の規定により平成15年 1 月27日同意した。

平成15年 2 月17日

茨城県銚田土地改良事務所長 黒 田 廣 文

茨城県告示第208号

行方郡麻生町大字行方655番地 1 に事務所を置く麻生北部土地改良区から次のとおり役員が就退任した旨、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により届出があったので、同条第17項の規定により公告する。

平成15年 2 月17日

茨城県銚田土地改良事務所長 黒 田 廣 文

1 退 任

職 名	氏 名	住 所
理 事	栗 又 宏 三	行方郡麻生町大字小高1815番地 2
"	藤 崎 榮	" " 大字新宮745番地
"	宮 内 正 義	" " 大字井貝646番地
"	横 山 喜 延	" " 大字青沼720番地
"	羽 生 日出夫	" " 大字青沼616番地 4
"	須 賀 芳 久	" " 大字蔵川446番地
"	水 谷 英 雄	" " 大字小牧485番地
"	高 柳 一 男	" " 大字杉平254番地 1
"	根 本 公 一	" " 大字四鹿11番地
"	菅 谷 高 男	" " 大字四鹿633番地
"	久保田 國 男	" " 大字四鹿595番地
"	前 川 太 門	" " 大字井貝609番地
"	梅 原 宗 恵	" " 大字小高1405番地 1
"	永 作 武	" " 大字白浜1070番地
"	高 柳 義 道	" " 大字小牧954番地
監 事	奈良崎 善 昭	" " 大字蔵川665番地
"	額 賀 喜 一	" " 大字板峰131番地
"	角 口 新	" " 大字井貝353番地 2
"	横 山 正	" " 大字青沼718番地

2 就 任

職 名	氏 名	住 所
理 事	横 山 喜 延	行方郡麻生町大字青沼720番地
"	高 柳 一 男	" " 大字杉平254番地 1
"	水 谷 英 雄	" " 大字小牧485番地
"	奈良崎 孝 一	" " 大字蔵川170番地 1
"	高 柳 義 道	" " 大字小牧954番地
"	根 本 公 一	" " 大字四鹿11番地
"	久保田 國 男	" " 大字四鹿595番地

職 名	氏 名	住 所
理 事	前 川 栄	行方郡麻生町大字井貝811番地202
"	梅 原 宗 恵	" " 大字小高1405番地 1
監 事	奈良崎 善 昭	" " 大字蔵川665番地
"	横 山 正	" " 大字青沼718番地
"	箕 輪 保 治	" " 大字小高1589番地

茨城県告示第209号

新治郡新治村大字藤沢1250番地に事務所を置く新治土地改良区から次のとおり役員が就退任した旨、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により届出があったので、同条第17項の規定により公告する。

平成15年 2 月17日

茨城県土浦土地改良事務所長 由 田 展 也

1 退 任

職 名	氏 名	住 所
理 事	飯 嶋 晴 雄	新治郡新治村大字藤沢1481番地 2

2 就 任

職 名	氏 名	住 所
理 事	内 野 芳 郎	新治郡新治村大字藤沢1476番地

茨城県告示第210号

茨城県常陸太田市山下町1252 - 7 に事務所を置く辰ノ口堰土地改良区から次のとおり役員が退任した旨、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により届出があったので、同条第17項の規定により公告する。

平成15年 2 月17日

茨城県常陸太田土地改良事務所長 庄 司 昭 也

退 任

職 名	氏 名	住 所
理 事	萩 庭 富之進	常陸太田市下河合町942番地

公 告

● 特定非営利活動法人の設立の認証申請に関する公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第 7 号）第10条第 1 項の規定に基づき、特定非営利活動法人の設立の認証申請について、次のとおり申請があったので、同条第 2 項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る同条第 1 項第 1 号、第 2 号イ、第 5 号、第10号及び第11号に掲げる書類は、平成15年 4 月 5 日まで、茨城県生活環境部生活文化課県民運動推進室（水戸市三の丸 1 丁目 5 番38号 茨城県三の丸庁舎）において

公衆の縦覧に供する。

平成15年 2 月17日

茨城県知事 橋 本 昌

1 申請のあった年月日

平成15年 2 月 5 日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人 いきいきネットワーク

3 代表者の氏名

深 山 謙 治

4 主たる事務所の所在地

茨城県土浦市川口 1 丁目 9 番21号

5 定款に記載された目的

この法人は、すべての市民がいきいきとして社会参加のできる「福祉のまちづくり」を目指し、とりわけ高齢者や障害者が、住み慣れた地域で共に安心して暮らせるよう市民が主役となり、地域資源を活用し交流の場づくりを図っていく。そして、物心ともにバリアフリーのまちづくりと、ノーマライゼーションの実現を目指すことを目的とする。

● 特定非営利活動法人の設立の認証申請に関する公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第 7 号）第10条第 1 項の規定に基づき、特定非営利活動法人の設立の認証申請について、次のとおり申請があったので、同条第 2 項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る同条第 1 項第 1 号、第 2 号イ、第 5 号、第10号及び第11号に掲げる書類は、平成15年 4 月 7 日まで、茨城県生活環境部生活文化課県民運動推進室（水戸市三の丸 1 丁目 5 番38号 茨城県三の丸庁舎）において公衆の縦覧に供する。

平成15年 2 月17日

茨城県知事 橋 本 昌

1 申請のあった年月日

平成15年 2 月 6 日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人 夢なかま会

3 代表者の氏名

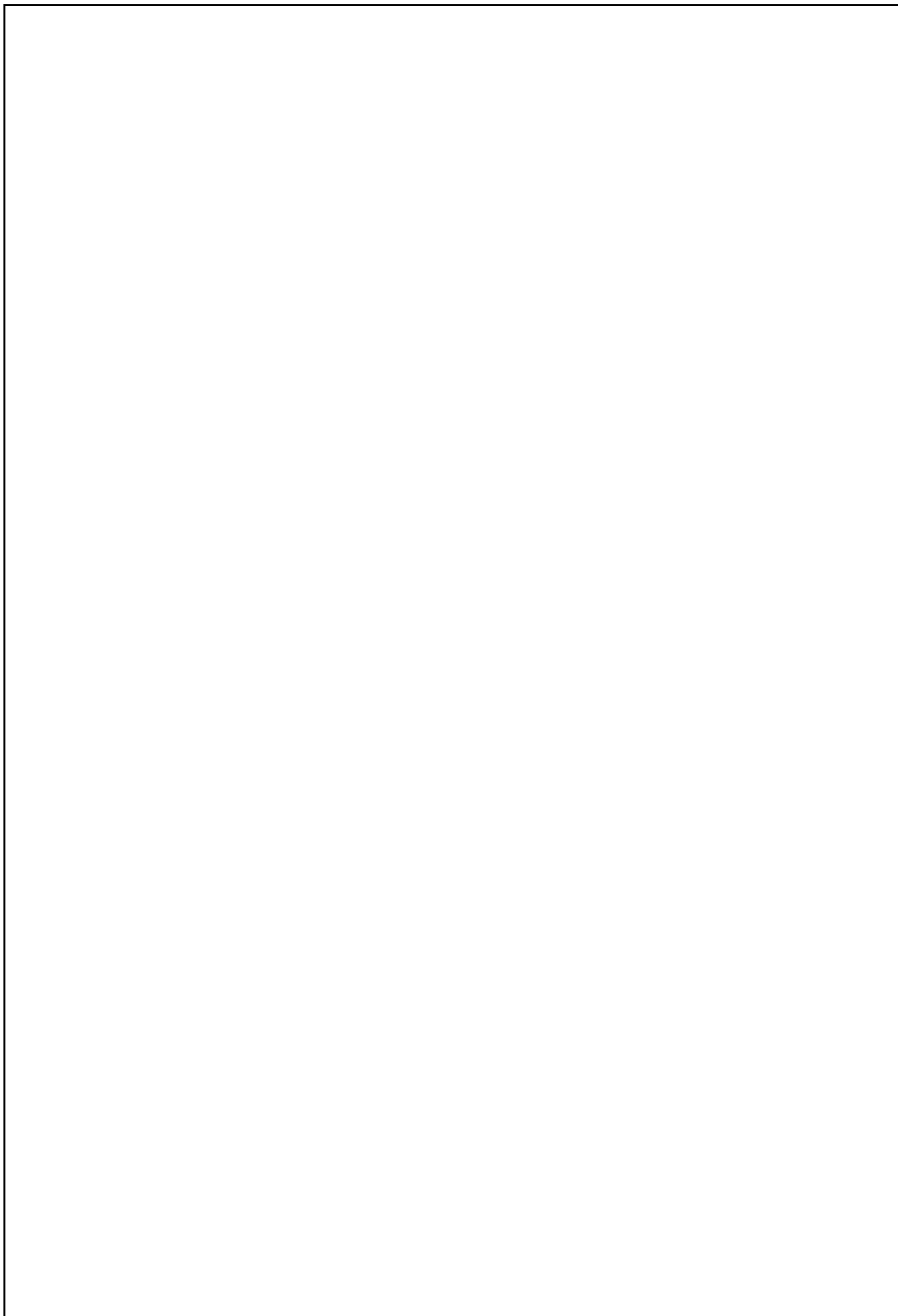
野 地 美佐子

4 主たる事務所の所在地

茨城県北茨城市磯原町木皿114番地

5 定款に記載された目的

この法人は、地域在住の高齢者に対して、通所介護に関する事業を行い、地域社会に寄与することを目的とする。



毎週月・木曜日発行 (緊急事項は号外発行) (定価送料とも1月)
(休日の場合は繰下発行) (金 3, 0 6 0 円)

発 行 茨 城 県

購読申込先 〒310 - 8555 茨城県水戸市笠原町 978 番 6

茨城県総務部総務課

電話番号 029 (301) 1 1 1 1 (代)